

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第9号 令和4年6月30日発行



受託事業3年目がスタートしました

令和2年4月に盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の5市町から委託を受け、「盛岡広域成年後見センター」の業務を開始し、今年度で3年目となりました。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、5市町をはじめ、関係機関の皆様と連携をとりながら、業務に取り組んできました。

業務開始時から掲げてきた3つの基本目標に基づき、成年後見制度が「利用しやすく、利用してよかった」を実感できるものとなるよう、今年度も活動を展開していきます。

◇3つの目標◇

- 1 問題・異変の早期発見
高齢者や障がい者の生活を見守る方々との地域連携ネットワークにより、制度利用を必要とする本人の早期発見や本人にふさわしい解決につなげます。
- 2 身上保護の重視
本人の財産管理とともに身上保護を重視し、本人が生活を楽しみ、心豊かな生活を送られるような支援の共通化を目指します。
- 3 意思決定支援の重視
本人を代理するような場合でも、できる限り本人の意思が尊重される意思決定支援を大切にします。

盛岡広域成年後見センターの運営業務



- 広報・啓発業務
成年後見制度に関する情報発信を行います。地域の住民の方々向けの講演会や施設、医療機関等からの依頼による出前講座を行います。ニュースレターを定期的に発行します。
- 相談業務
制度の内容や利用について、ご本人や家族、関係機関等からの相談に対応します。電話や事務所で相談をお受けするほか、自宅や施設等を訪問しての相談も行います。
- 利用促進業務
ご本人やご家族等が申立を行う場合、書類の作成や内容の確認等の支援を行います。市民後見人養成のための講座を開催するとともに市民後見人の方々の活動を支援します。本人の身上や事情に相応しい市民後見人候補者の推薦に資するため専門職等から意見を求める機会として、受任者調整検討会議を開催します。
- 後見人等支援業務
関係機関、専門職と連携し、後見人の活動を支援します。
- 地域連携ネットワークの構築業務
制度利用の必要な方が円滑に利用につながっていくよう関係機関とのネットワークづくりを進めていきます。制度を利用する方々の視点に立ち、法律職、医療、福祉、金融、行政等と連携し、見守りや制度利用が必要な方の発見に努めます。制度が「利用しやすく、利用して良かった」と実感してもらえるよう取り組みます。

障がい事業所等への窓口訪問実施中



1年目は地域包括支援センター、2年目は精神科病院を主に訪問しました。3年目となった今回は、障がい関係の事業所や施設等を訪問しています。利用者の皆様が制度利用を必要とした際、スムーズに相談や申立につながるよう、当センターの役割等についてお伝えしたり、制度利用の状況を伺ったりしています。

7月までに23か所訪問予定です。ご多用の中、ご対応いただいている事業所等の皆様に感謝申し上げます。

令和3年度の相談状況



令和3年度の相談件数は、623件でした。令和2年度の400件から大幅に増加しました。自宅や病院等に出向いての訪問相談も50件ありました。

- 主な相談内容：制度内容に関するものが約5割を占め、次いで申立手続に関するものでした。
- 相談者：家族・親族からの相談が最も多く、次は病院からの相談でした。病院からの相談は、精神科病院からの相談が大半を占めました。
- 相談対象者：多い順から高齢者、精神障がい者、知的障がい者という状況でした。

制度を必要とする方の「発見から相談、申立て等の事務」がスムーズにつながるよう、関係機関との連携に務め、地域包括支援センター主催のケア会議等にも参加しました。相談者の悩みや課題解決に向けて、相談内容によっては、より適切な機関を紹介する等の対応も行いました。

なお、当センターが具体的に申立支援を行い、家庭裁判所に申立を行ったケースは、17件でした。

相談件数			623件（100.0%）	
内訳	相談形態	電話	340件（54.6%）	
		来所	228件（36.6%）	
		訪問	50件（8.0%）	
		その他	5件（0.8%）	
	センターを知ったきっかけ	市町	63件（10.1%）	
		社協	17件（2.7%）	
		地域包括支援センター	33件（5.3%）	
		居宅介護支援事業所	25件（4.0%）	
		相談支援事業所	31件（5.0%）	
		センターのチラシ等	231件（37.1%）	
		家庭裁判所	117件（18.8%）	
		その他	106件（17.0%）	
		相談内容	財産管理	2件（0.3%）
	身上監護		4件（0.6%）	
	申立手続		224件（36.0%）	
	制度内容		315件（50.6%）	
	その他		78件（12.5%）	
	相談者	区分	本人	42件（6.7%）
			家族・親族	406件（65.2%）
			行政	12件（1.9%）
地域包括支援センター			21件（3.4%）	
居宅介護支援事業所			19件（3.0%）	
相談支援事業所			17件（2.7%）	
福祉施設・事業所			7件（1.1%）	
病院			60件（9.6%）	
その他			39件（6.3%）	
住所		盛岡市	426件（68.4%）	
		滝沢市	39件（6.3%）	
		雫石町	11件（1.8%）	
		紫波町	51件（8.2%）	
矢巾町	28件（4.5%）			
その他	68件（10.9%）			
相談対象者	高齢者	386件（62.0%）		
	知的障がい者	61件（9.8%）		
	精神障がい者	139件（22.3%）		
	その他	37件（5.9%）		

盛岡広域成年後見センターで受理した相談から

相談から申立支援まで行ったケースについてご紹介します。
<初回相談から申立てまでケアマネジャーの方に積極的に関わっていただきました。>



- 相談対象者のAさんは、70歳男性。ホームヘルプサービスやデイサービスを利用しながら一人暮らしをしていました。
- 最初の相談は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーのBさんからでした。金銭管理等に不安があり、過去に制度利用の検討をした経緯があったとのことでした。最近、心身機能の衰えが目立ってきたことから、本人も交えて、関係者が集まりケース会議を行うことにしたので、当センターにも参加して欲しいとのことでした。会議には、Aさんの生活を何かと気遣ってきた従弟のCさんも参加するとのお話でした。
- ケース会議では、当センターから制度の概要や手続について説明しました。話し合いの結果、Aさんは申立を行うことに同意し、申立人には従弟のCさんがなり、書類作成を進めて行くことになりました。
- そうしているうちにAさんは、体調を崩して入院してしまいました。従弟のCさんは、入院手続きを始め、治療に係る同意や退院後の生活場所の確保等の対応に追われました。
- Cさんは、Aさんと従弟同士とはいえ、家計まで立ち入っていたのではないため、財産や収支は分かる範囲についての記載とし、診断書の有効期限(3か月)が到来する少し前に家庭裁判所に申立書を提出することができました。
- この間、ケアマネジャーのBさんは、忙しい従弟のCさんとセンターの間に入り、連絡調整を行う等、Cさんをサポートし、書類作成が進むよう、対応しました。申立書の最終確認にも同席する等、これまで関わってきたAさんの生活を親身に考えた行動が印象的でした。

盛岡地域市民後見人養成講座、まもなく開講します

今年度の市民後見人養成講座は、7月14日(木)に開講予定です。

昨年度と同様、定員30名で募集したところ、丁度、30名の方からご応募いただき、先頃、受講決定を行いました。最終日の9月22日(木)まで、全9日間50時間に渡るプログラム構成となっています。

(受講予定者)

盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町	計
24名	2名	—	3名	—	1名	—	—	30名

市民後見人情報交換会を開催しました

5月31日(火)に今年度1回目の市民後見人情報交換会を開催しました。昨年度まで年2回程度の開催としていましたが今年度は隔月で実施する予定です。当日は、市民後見人(活動修了者含む)14名のうち10名が参加しました。事例検討では選任後の親族との関わり方やご本人が亡くなった場合の対応について、経験談も含めて話し合いが行われました。また、今後「市民後見人活動の手引き」の見直しを行うことや取り上げる研修テーマ等についても活発な意見交換が行われました。次回は、7月28日に開催予定です。

5市町担当者会議を開催しました

6月28日(火)に当センターが業務を委託されている5市町(盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町)及び岩手町の成年後見制度担当職員との会議を行いました。

当センターから運営業務の実施状況について報告し、相談を通して把握した課題等についてお伝えしました。各市町からは、首長申立について、様々苦勞しながら対応している実態等について、伺うことができました。その上で、センターとしては、特に資力のない方が第三者を後見人に希望した場合、後見人の選任が難航している印象を受けていること、については、5市町の報酬助成は専ら首長申立案件としており、見直しを強く望むこと等を率直にお伝えしました。限られた時間ではありましたが、市町の担当者の皆様と忌憚のない意見交換を行うことができました。ご出席いただいた皆様、大変ありがとうございました。

成年後見制度の相談について

当センターでは、制度利用を必要とする方が「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう、丁寧な相談対応に努めています。また、相談内容によっては、専門的な助言を弁護士から受ける体制も整えています。

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- ・親族後見人になったが事務処理に不安があるなど、お気軽にご相談ください。

- 相談方法
- ① 電話相談
 - ② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）
 - ③ 出前相談（自宅や施設等へ出向くことも可能です。）

○相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

○電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差上げます。

来所相談や出前相談をご希望の場合は事前予約をお願いします。

組織体制等について

当法人の体制等について、改めてお知らせします。

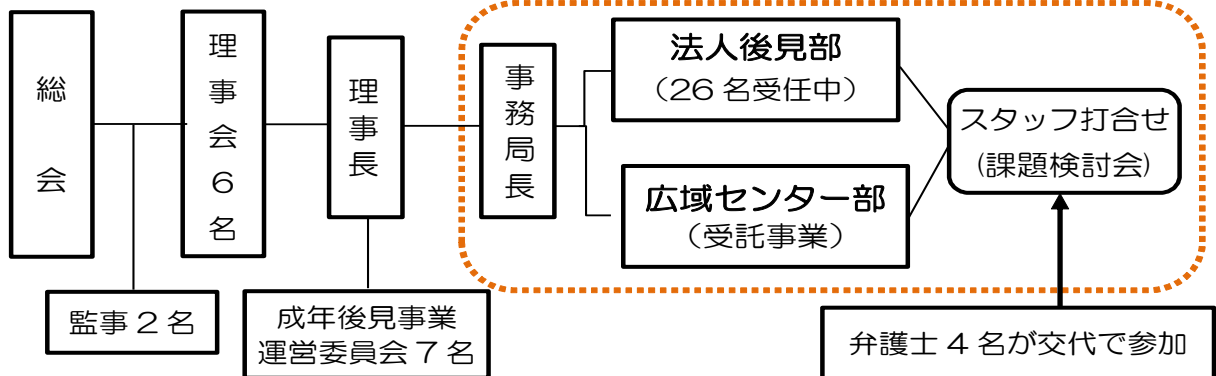
1 沿革

H20.10.1 法人設立【知的障がい者が生涯を通じて安心して豊かな生活が送られるよう支援していくため成年後見事業を実施することを目的に設立。その後、制度を必要とする方を幅広く支援していけるよう、令和元年に定款を一部変更した。】

H25.12.25 認定NPO法人取得（岩手県第1号）

R2.4.1 盛岡広域成年後見センター運営業務を5市町から受託

2 組織



3 人員体制

法人後見部	成年後見支援員 23名	左記のうち14名が広域センター部の非常勤職員として勤務
広域センター部	常勤職員 4名・非常勤職員 14名	常勤職員 4名とも社会福祉士、うち2名は精神保健福祉士も有す

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

